

宮城県自転車競技場使用料金表

平成29年4月1日施行

1 施設使用料

区 分					アマチュアスポーツに 使用する場合		アマチュア スポーツ 以外に使用 する 場 合
					一般	学生等	
競 技 場	入場料を徴収 する場合	貸切 使用	営利目的以外	全日	36,500円	18,100円	146,000円
			営利目的以外	全日	18,200円	9,000円	110,000円
	営利目的		36,400円		18,000円	220,000円	
	営利目的以外		午前	7,800円	3,800円	47,000円	
	営利目的			15,600円	7,600円	94,000円	
	営利目的以外		午後	10,400円	5,200円	63,000円	
	営利目的	20,800円		10,400円	126,000円		
	入場料を徴収 しない場合	個人 使用	1人半日につき		230円	120円	520円
			回数券(11回分)		2,300円	1,200円	5,200円
	管 理 棟	会議室	貸切 使用	営利目的以外	全日	6,900円	
営利目的				13,800円			
営利目的以外				午前	2,900円		
営利目的					5,800円		
営利目的以外				午後	4,000円		
営利目的					8,000円		
トレーニング室		貸切 使用	営利目的以外	全日	6,200円		
			営利目的		12,400円		
			営利目的以外	午前	2,600円		
			営利目的		5,200円		
			営利目的以外	午後	3,600円		
			営利目的		7,200円		
ト レ ー ニ ン グ 棟	控室1・2	貸切 使用	営利目的以外	全日	2,000円		
			営利目的		4,000円		
			営利目的以外	午前	900円		
			営利目的		1,800円		
			営利目的以外	午後	1,100円		
			営利目的		2,200円		
	トレーニング室	貸切 使用	営利目的以外	全日	6,200円		
			営利目的		12,400円		
			営利目的以外	午前	2,600円		
			営利目的		5,200円		
			営利目的以外	午後	3,600円		
			営利目的		7,200円		

2 設備使用料

区 分		使用料の額	
競技場照明	1時間につき	営利目的以外	3,000円
		営利目的	6,000円
放送設備	1日	営利目的以外	10,600円
		営利目的	21,200円
競技用具	貸切使用1式1日	営利目的以外	5,200円
		営利目的	10,400円
	個人使用1人1回	営利目的以外	130円
電動デルニー	貸切使用1日につき	営利目的以外	2,500円
		営利目的	5,000円
温水シャワー (管理棟)	貸切使用	営利目的以外	5,600円
		営利目的	11,200円
	個人使用	—	150円
温水シャワー (トレーニング棟)	貸切使用	営利目的以外	5,600円
		営利目的	11,200円
	個人使用(5分)	—	100円

備考

- 「一般」とは、学生等以外の者をいい、「学生等」とは、高校生、中学生、小学生及びこれらに準ずる者並びに幼児をいう。
- 使用日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる場合においては、競技場の使用料の額は、この表に定める額の2割増とする。ただし、個人使用の場合は、この限りでない。
- 使用者が、入場料に相当する給付(100万円以下の額に相当する給付を除く。)を受ける場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって使用する場合においては、入場料を徴収するものとしてこの表を適用する。
- 入場料を徴収する場合で100万円以下の入場料を徴収するときは、入場料を徴収しない場合とみなす。
- 競技場を専ら準備又は撤去のため使用するときの使用料の額は、この表に定める使用料の2分の1に相当する額とする。
- この表に定める使用時間以外に使用する場合の使用料の額は、使用時間が午前零時から午前9時までの場合は「午前」の、正午から午後1時まで及び午後5時以後の場合は「午後」の区分に従い、それぞれの使用料の額を時間割計算によって算出して得た額(100円未満の端数があるときは、100円に切り上げる。)とする。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げる。
- 使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても、使用料の減免は行わない。
- 「競技用具・貸切利用1式1日」とは、大会等において利用する用具全てをいい、「競技用具・個人利用1人1回」については、練習に際して使用する用具をいう。
- 「競技用具・個人利用1人1回」には、トレーニング室に設置している用具を使用する場合も含まれる。
- 管理棟及びトレーニング棟のトレーニング室の個人使用は、競技場の個人使用に含む。
- 使用料の額が1時間当たりで定められている施設・設備を利用する場合において、利用時間に1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げる。

3 行為使用料

区 分		使用料の額
販売	販売員1人1日につき	900円
業として行う写真撮影	写真機1台1日につき	750円
業として行う映画撮影	1日につき	49,950円
ラジオ放送	1日につき	3,600円
テレビジョン放送	1日につき	10,050円
独占利用	1平方メートル1日につき	4円
広告	1平方メートル1日につき	1,500円

4 占用使用料

区 分		使用料の額
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設置する仮設工作物	1平方メートル1日につき	80円